

司法書士による対話促進 ネットワーク hoahoa 会則

(名称)

第1条 本団体は、司法書士による対話促進ネットワークhoahoa（ホアホア）という。

(事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所をA代表の事務所に置く。

(目的)

第3条 本団体は、対話によって自己と他者の理解を深める文化を醸成することで、自律と寛容が両立する社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ADR（裁判外紛争解決手続）やコミュニケーションに関する研修・イベント等の企画・運営
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員の種類)

第5条 本団体の会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本団体の目的に賛同し、事業運営に参加する意思を持つ個人又は団体
- (2) 賛助会員 本団体の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会金及び会費)

第6条 本団体に入会しようとする者は、所定の入会金を納入しなければならない。

2 会員は、所定の期限までに所定の会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(役員の種類、定数及び選任等)

第8条 本団体に、次の役員を各1名ずつ置く。

- (1) A代表
- (2) B代表
- (3) お財布係
- (4) お知らせ係

(役員任期等)

第9条 役員任期は、就任後最初の通常総会の終結の時までとする。

(総会の種別)

第10条 本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、オブザーバーとして総会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。

(総会の開催)

第12条 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事業年度)

第14条 本団体の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。